

## 議案第72号

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

小田原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成2年小田原市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項中「第14条」を「第13条」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り上げる。

附則第4項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるもの）」に改め、「である感染症」を削り、「第14条」を「第13条」に改める。

### 附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「第14条」を「第13条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

令和5年11月27日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

動物飼育手当を廃止するとともに、新たな感染症等に係る感染症接触手当の特例の整備を行うため提案するものであります。